銀行界における書面・押印・対面手続の見直しについて(前編)

2020年8月19日

株式会社三井住友銀行 (全国銀行協会 事務委員長行)

事務統括部長

高松 英生



〈目次〉

(前編)

個別行の取組み事例(三井住友銀行の取組み)	P.2
(後編)	
全国銀行協会の取組み	P.11
(1)各銀行が取り組むべき課題と方向性	P.13
(ご参考)三菱UFJ銀行の取組み	P.17
(2)全銀協による業界横断の電子化・提言	P.20
① 手形・小切手機能の電子化	P.22
② 税・公金の収納の効率化・電子化	P.27



個別行の取組み事例 (三井住友銀行の取組み)



三井住友銀行におけるデジタル化の取組事例

■ 三井住友銀行では銀行取引のデジタル化に向けて多面的に取組み

_		個人のお客さま	法人のお客さま
C	〕口座開設	✓ ホームページ、アプリから24時間申込可能	✓ホームページから24時間申込可能
		✓ 月額手数料無料、振込手数料安価なインターネットバンキング〈Web21ライト〉を中小企業に導入	
	③キャッシュレス	✓ デビットカードの利用推奨	✓三井住友カードと共同でSquareの利用推奨
(4)融資	✓ 住宅ローンWEB申込サービスの利用推奨	✓融資電子契約サービスの利用推奨
(う 押捺に代わる 本人意思確認	✓ 電子サインサービスの利用推奨	
	⁶⁾ 手形 小切手		✓ 小切手はWeb21ライト、手形はでんさい利用推奨 (独自セミナー開催、でんさい導入サポートサービスなど)
	⑦ 税∙公金 ⑦ 支払	✓ インターネットバンキングでペイジー、モバイル レジの取扱可	✓ インターネットバンキングでのペイジーの取扱可 ダイレクト納付(e-Tax、eLTAX)の利用推奨
(B)諸届 WAPANIESE BANKERS AS	✓ インターネットバンキングにて手続可能 (住所変更、キャッシュカード紛失・再発行等)	✓ インターネットバンキングにて手続可能 (住所変更・代表者変更等)

詳細は後述



(口座開設・振込・キャッシュレス①) 事務・サービス改革とデジタル化

- 事務・サービス改革により、銀行店舗・事務のあり方を抜本的に見直し
- 新型店舗では、デジタルチャネルの充実を通じて銀行取引のデジタル化を推進

新型店舗とデジタルシフト

- ✓ デジタルシフト・事務効率化で、質の高い コンサルティング・ホスピタリティを提供
- ✓ デジタルサービスの説明・誘導のため、 約7千人をデジタルアンバサダーに認定済

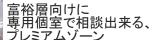
コンサルティングビジネスの場







形成層向けに、 積立・保険等を提案する ライフプランニングゾーン



支店窓口・後方執務スペース削減 店舗の小型化、相談スペース拡充

事務手続の場





(個人)SMBCダイレクト

• 普通預金口座開設時に標準搭載



プラプランニングゾーシ 、参考1)SMBCダイレクト利用者数

(万人)
750
500
250
0

(個人向けインターネットバンキング)

(法人)Web21ライト

- 月額手数料:無料
- ・ パソコン・スマホで利用可能



(参考2)Web21新規契約件数

(法人向けインターネットバンキング)



2016年度 2017年度 2018年度 2019年度

2016年度 2017年度 2018年度 2019年度



(口座開設・振込・キャッシュレス②) コロナ禍とデジタル化

■ コロナ禍でお客さまのデジタルチャネルによる銀行取引ニーズが高まっている

コロナ禍の支店窓口事務取扱量

コロナ禍、窓口事務量は約3~4割減

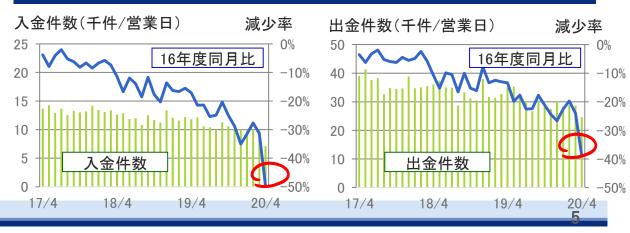


© 2020JAPANESE BANKERS ASSOCIATION

【図表1】口座開設(個人)のデジタルチャネル活用状況



【図表2】支店窓口における現金入出金件数





(融資) 融資電子契約サービス

- 電子署名法準拠のリモート型電子署名を活用し、融資の契約プロセスを電子化
- お客さまは銀行への往訪や書類への記入・押捺負担なく契約締結が可能



【図表】取引実績 電子署名のスキーム 取引件数(件数/月) ②契約書PDFに署名データおよび ①契約書内容を秘密鍵で暗号化し 署名データを作成 電子証明書をセット 2.500 2.1千件 お客さま 秘密鍵で 署名データ 暗号化 契約書 契約書 2.000 電子署名 ハッシュ値 符号化 電子証明書 約10倍 1,500 ax3201 ③署名データを公開鍵でハッシュ値に復号 4 契約書PDFを公開鍵でハッシュ値 1.000 に変換し、③との一致を確認 電子証明書 当行 a. 署名データ 契約書 PDF 500 公開鍵 ハッシュ値 ハッシュ値 23ab1c23 23ab1c23 0 2017年度 2018年度 2019年度 2020年7月 © 2020JAPANESE BANKERS ASSOCIATION



(押捺に代わる本人意思確認) 電子サインサービスについて

- お客さまのサインを電子データ(座標・方向・筆圧等・時系列の筆運び)で登録
- 取引時のサインの電子データを照合し、本人確認と取引意思確認を実施

電子サインサービスの取扱フロー 公的証明書 サイン入力端末 登録時 ①本人確認 ②サイン登録 サイン入力端末 サイン入力端末 サイン入力端末 サイン入力端末 サイン入力端末 取引時 ①サイン取引お申し出 ②お取引内容確認 ③サイン認証 サイン照合イメージ

登録サイン筆跡波形

入力サイン筆跡波形



効果

お客さま

- ●印鑑持参・押捺負担なし
- ●印鑑の持ち忘れによる取引機会の逸失なし
- ●紙書類への記入負担なし

当行

- ●店頭取引におけるペーパーレス化の進展
- ●事務プロセスの簡素化
- 紙書類の保存負担軽減





銀行界における書面・押印・対面手続の見直しについて(後編)

2020年8月19日

株式会社三菱UFJ銀行 (全国銀行協会 会長行)

経営企画部 会長行室長

上野 義明



〈目次〉

(前編)

個別行の取組み事例(三井住友銀行の取組み)	P.2
(後編)	
全国銀行協会の取組み	P.11
(1)各銀行が取り組むべき課題と方向性	P.13
(ご参考)三菱UFJ銀行の取組み	P.17
(2)全銀協による業界横断の電子化・提言	P.20
① 手形・小切手機能の電子化	P.22
② 税・公金の収納の効率化・電子化	P.27

10



全国銀行協会の取組み



銀行界としての課題整理・対応の方向性

目指す姿:あらゆる取引の電子化

目指す姿に向けて

- ■各銀行の取組み (P13~) まずは、各行のステージに応じて電子化ラインナップを拡充 併せて、紙削減・印鑑レス・非対面の取組みを徹底
- ■全銀協の取組み (P20~) 各行の取組みの支援と、業界横断の電子化を推進 (①手形小切手電子化、②税公金収納の効率化・電子化)

成長戦略フォローアップ(抜粋) 69頁

- テレワークを含む民間の経済活動等のデジタル化の推進のため、以下の取組を行う。
- 経済界などとも連携し、押印や書面提出等の制度・慣行の見直しを実行する。
- 特に、金融機関における各種手続について、金融業界全体で慣行を見直し、対面・書面・押印の不要化や電子化を推進する。



各銀行が取り組むべき課題と方向性



各銀行が提供する個別サービス

最優先で検討

- あらゆる取引を電子化 (紙削減、印鑑レス、非対面も同時に実現)
- 電子署名を活用した認証手段・契約方法の導入(特に法人融資)

併せて検討

- 書面取引を①紙の量を削減 ②最終的にペーパーレスに
- 押印取引を印鑑レスに(サイン、キャッシュカード認証、メール認証)
- 対面取引を非対面に(メール、電話、テレビ窓口)

検討の方向性

- 各銀行の電子化のステージは様々であり、本日説明する先進事例を参考に、各銀行の努力で電子化、またはペーパーレス、印鑑レス、非対面を実現していく。
- 大部分の銀行が電子化サービスを提供している取引は、顧客への周知により利用者拡大を 図るとともに、更なる利便性向上を図る。
- 電子化サービスの提供が限定的である取引は、先進事例の横展開により導入促進を図る。

14



各銀行が提供する個別サービス

ステージ	銀行における取引事例	電子化に向けた課題	目指すべき姿・対応の方向性
大部分の銀行が電子化 サービスを提供しており 多くの顧客が利用している	• 個人インターネット バンキング	・顧客側に使い勝手への不満・懸念がある(対面の方が分かり易い)・顧客側にセキュリティへの懸念がある	・更なる利便性向上・UI/UXの改善を図る ・全銀協としてセキュリティ対策を横展開
大部分の銀行が電子化 サービスを提供しているが、 利用する顧客は限定的	・法人インターネット バンキング・ZEDI・でんさい・税公金収納	・顧客側のコストや使い勝手への懸念 (特に、取引数が少ないとコストに見 合わない)	・顧客への周知により、利用者拡大を図る・更なる利便性向上を図る・中小企業に対する国の支援策の活用等も検討し、金融取引の電子化推進を図る
一部の銀行が電子化 サービスを提供している	・個人向け新規口座開設 ・個人向けローン契約	 ・顧客側のオンライン手続(特に本人確認)の使い勝手の悪さへの不満・懸念がある ・銀行側にも、開発コストに見合う利用者拡大への不安がある ・銀行側のセキュリティへの不安がある 	・一部の銀行で提供されている先進事例の業界横展開による導入促進を図る・顧客への周知により、利用者拡大を図る
銀行からの電子化サービスの提供が限定的	・法人との新規取引開始・法人代表者変更手続・法人融資契約・担保契約	・法的証拠能力に懸念がある・事業者側のIT環境・体制が未整備であるため、銀行側に開発コストに見合う利用者拡大への不安がある・法令による制約(不動産担保取引等)、がある	・一部の銀行で提供されている先進事例の業界機展開による導入促進を図る・面前での自署・捺印、書面交付等を原則とする監督指針の柔軟な運用についても協議させていただきたい



各銀行が提供する個別サービス(銀行界と関係当事者の皆さまと協働して解決したい課題)

取引内容	現状	電子化に向けた課題	解決に向けた取組み・対応案
• 監査法人残高 証明書	・監査法人から依頼のある残高証明 書は書面で郵送	•電子化のルート構築 •フォーマットの統一	・日本公認会計士協会と協議のうえ、 具体化について検討中
・配当金領収証を窓口で受付し、現金 ・配当金領収証 を支払う ・銀行間で交換に回している		・振込へのシフトが進まない ・関係者が複数関与しており推進が難し い	・紙の削減、振込での受取シフトついて 関係団体(ゆうちょ銀行、信託協会、 日証協、全国株懇連合会)と協議中
•定額小為替証 書	・定額小為替証書をゆうちょ銀行で購入、銀行間で交換に回している	・行政手続きに必要であり法改正が必要	キャッシュレス推進協議会における ロードマップに掲載された行政の改革、法改正が必要
・収納企業経由 の口座振替の 電子化	・収納企業経由の口座振替の電子化	・事業者の協力が必要	・口座振替など収納企業経由で受付す る手続の電子化に向けた事業者への 協力要請
マンション管理 組合口座の印 鑑レス	・印鑑を前提とした法規則となっており マンション管理組合口座の印鑑レス を推進する際に論点となる	・マンション管理会社の不正防止を主な 目的とし、適正化法施行規則では管理 組合口座の印鑑管理について明記あり	・マンションの管理の適正化の推進に 関する法律施行規則第87条の見直し が必要
店頭窓口におけるタイムスタンプ導入促進	・国税関係書類のスキャナ保存にあたり、スキャニングや電子取引の改ざ ん防止のため、認定事業者発行のタ イムスタンプ付与が必要	タイムスタンプはシステムランニングコストが大きく、導入障壁が高い	・電子帳簿保存法の見直しが必要 ・タイムスタンプに代わる安価な方式を 選択可とする(例;日本標準時刻と同 期する社内タイムサーバの活用など)
•電子帳簿保存 の柔軟化	・銀行が保管する国税関係帳簿書類 を中心として電子帳票のデジタル化 が進まない	・イメージデータ保存方式で保管する電子帳票では、国税関係帳簿書類に係る電子帳簿保存法要件を満たさない	・電子帳簿保存法の見直しが必要 ・国税関係帳簿書類についても「電子 帳票システム」によるイメージデータ 保存で可とする



三菱UFJ銀行の取組み



(ご参考)MUFGの取組事例

電子署名法に準拠しない方式での法人融資の電子化

Biz LENDINGとは

- Biz LENDINGは申込から借入実行まで、ペーパーレス、来店レスで オンライン完結する、非対面型の資金調達サービス
- 入出金データ等を基にAIが審査を行うため、決算書不要
- 審査申込から最短2営業日で、最大1000万円の資金調達が可能
- 本年3月、コロナ影響を受けた法人に対する金利優遇施策を開始

参考資料

Biz LENDING申込数

(2019年11月の実績を100とした指数)



Biz LENDING関連記事

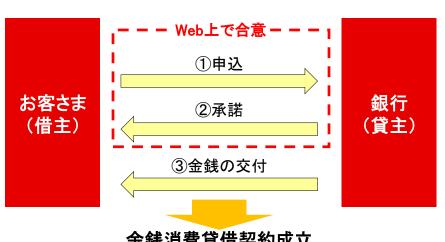
(2020年3月19日日本経済新聞朝刊より抜粋)

E菱UFJ銀 ネット経由 金利優遇

東京きらぼし 国債売却益を原資に

契約形態

- Biz LENDINGは、Web上でお客さま(借主)と銀行(貸主)が合意 し、銀行がお客さまに金銭(貸付金)を入金することにより、要物契 約である金銭消費貸借契約の成立条件を満たしている(電子署名 を使用していない)
- 上記対応は、少額・短期の融資を迅速に行うというBiz LENDING 固有の商品性を考慮したリスク判断に基づき実現
- 2019年6月のリリース以降、契約形態に起因するお客さまからの ご意見・苦情等は発生していない



金銭消費貸借契約成立

© 2020JAPANESE BANKERS ASSOCIATION 18

融資

拡



(ご参考) MUFGの取組事例

保証協会書類準備のWEBサポート機能を約1か月で構築

信用保証協会保証付き融資の課題認識

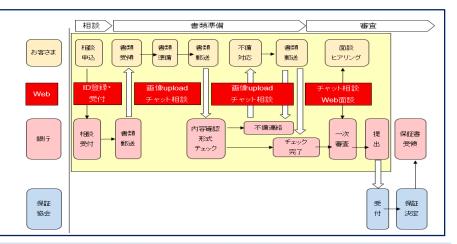
- 新型コロナ感染拡大に伴う中小企業の資金繰懸念、無担保無利 子融資制度により信用保証協会保証付き融資の申込が急増。
- 保証協会の申込書類の不備発生率は約8割 →不備に伴う郵送の往復が時間がかかる大きな要因
- 全国の保証協会で異なる書式
 - →地域で業務が統一できないシステム化の制約
- 関係当事者多く、紙・ハンコを前提としたフローが定着 →当行完結できず、デジタル化の取組みでは劣後

今後の課題

- 協会へ申込書を提出するフローのオンライン化が当面の課題
 - ・意思確認程度の書類の印鑑不要化
 - ·保証委託契約書の提出を保証申込時→融資契約にフロー変更
- 最終的には、金銭消費貸借契約、個人保証もオンラインで。
 - ・電子署名法に基づく契約の可否
 - •オンラインでの保証人保証意思確認の可否
- 協会審査プロセスの照会対応の改善(電話・FAX依存)

お借入れオンラインサポート

- 個別行でできる範囲の対応として、お客さま・当行で申込書類を整えるまでのフローにオンライン対応を5/25から導入。
- 画像アップロードとチャットにより書類確認・不備解消。結果として、 郵送による不備解消より早期完了を実現。
- オンライン「Biz LENDING」システムをカスタイマイズ、Fintechスタートアップ・クレジットエンジン(株)との協働で約1か月でリリース。
- 全保連との調整で東京書式での全国協会対応が可能に。次の機能 改善では、信用保証申込書作成機能を開発中。





全銀協による業界横断の電子化・提言



全銀協による業界横断の電子化

- ■銀行窓口において取引量が多い、 代表的な書面・押印・対面取引の電子化を推進
 - ① 手形・小切手機能の電子化

② 税・公金の収納の効率化・電子化

検討の方向性

- 銀行独自の努力では電子化が実現できない領域について、全銀協として電子化に取り組むべく、検討を進めている。
- 手形機能の電子化は、中小企業のでんさい利用を促すための取組みを実施。
- 税・公金収納の電子化は、窓口における対面納付を減少させるための取組みを実施。

21



① 手形・小切手機能の電子化



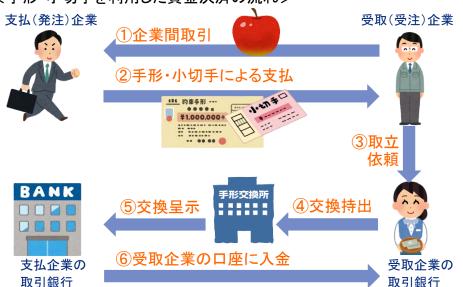
手形・小切手機能の電子化の全体像

- 2017年成長戦略で官民一体のオールジャパンの取組みが必要とされ検討開始
- 2019年から5年間で6割(約3千万枚)削減目標も、初年度は削減目標を4割下回る

手形・小切手を利用した資金決済の流れ

本邦企業は、企業間取引の決済に手形・小切手を広く利用されており、銀行取引の書面・押印・対面手続の見直しに当たり、これら手形・小切手機能の電子化は、重要な観点

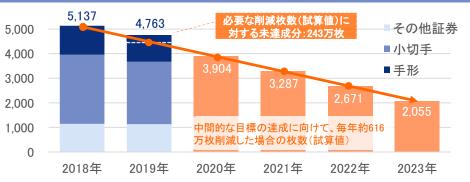
<手形・小切手を利用した資金決済の流れ>



手形・小切手機能の電子化に向けた取組み

- 全銀協は、2019年から「5年間で全国手形交換枚数の約6割が電子的な方法※に移行すること」を中間的な目標として取組みを開始
- 2019年の目標達成率は60%(目標616万枚削減に対し、実績373 万枚削減)にとどまり、官民が一体となったオールジャパンでの取 組みが不可欠
- ※ 具体的な電子的な方法は以下のとおり。 手形の移行先・・・電子記録債権(でんさい等) 小切手の移行先・・・エレクトロニックバンキング(EB)による振込

全国手形交換高の推移(単位:万枚)





手形・小切手機能の電子化に向けた課題と足許の取組み

- 課題① 少額手形のコストメリット、IB以外の利用方法、機能改善等のニーズあり
- 課題② 中小企業への手厚いサポートの必要性(本検討会でもご指摘あり)
- 課題③ 削減対象の8割を占める小切手・その他証券は関係機関との協働が必要

	課題	課題への対応
手形機能 の電子化 (課題①②)	 取扱う手形の金額が少額の企業においては、でんさいへのシフトによるコストメリットが生じにくい状況 インターネットバンキング(IB)の導入を前提とした商品設計(中小企業の導入阻害要因の可能性) 企業から寄せられた機能・サービスの改善要望あり 地道な説明会アプローチでは、接触企業数に限界あり でんさい契約率が低い一方、企業数の多い中小企業への認知度拡大には、導入インセンティブ付与も一案 	■ 課題①②に対する打ち手は 次ページ以降ご参照
小切手機能 の電子化 (課題③)	■ 小切手の利用が多い業界の把握と当該業界団体等と 電子化推進策の検討が必要	■ 金融機関向けアンケートにより、小切手の利用が多い業界(①港湾運送業、②製造業、③建設業、④卸売業、⑤小売業)を確認済■ 当該業界団体にアプローチし、電子化推進策の検討を実施
その他証券 の電子化 (課題③)	■ 現行の利用用途に強いニーズがあり、抜本的な解決策 の策定が困難。関係者との継続的な協議が重要	■ 関係者と電子化に向けた協議を継続 ■ 特に株式配当金領収証は、株主向けニーズ調査結果を踏まえ、関係 者と有効な代替策および取組みを検討

24



さらなる電子化促進に向けた打ち手①(でんさいネットの新たな取組み)

- 中小企業のでんさい利用促進に向け「3つの新施策」の具体化に着手
- 3つの新施策:①料金体系のあり方、②新チャネル開拓、③機能・サービス改善

① 料金体系のあり方の検討

- でんさいへの移行は、利用者の事務負荷や保管コストの削減に加え、紛失・盗難リスクの軽減にもつながる等、利用者にとってメリットが大きいが、取扱う手形の金額が少額である場合、ランニングコストの削減効果を享受しにくい
- でんさいによる電子化メリットを享受できるよう、独禁法上の観点 に十分留意しながらでんさいネットの料金体系のあり方を検討

(参考)手形からでんさいへ移行した場合のランニングコストの試算

※「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」(2018年12月)から抜粋。

手形1枚当たりの印紙代(券面金額) ランニングコストの増減 (振出側/年額)	
0円(10万円未満)	3,399円
200円(10万円以上100万円以下)	999円
400円(100万円超200万円以下)	▲1,401円
600円(200万円超300万円以下)	▲3,801円

<試算の前提条件>

- ・取扱量が月間1枚(年間12枚)の場合のコスト削減/増加額を試算
- ・銀行手数料は現行体系のままと仮定
- ・コスト削減効果を保守的に見積る観点から、手形の郵送費、紛失等のリスク費用は0円と仮定
- ・試算にあたっては、平成30年に全銀協が実施した調査の数字を使用

② 新たな利用チャネルの検討

- 多くの参加金融機関において、でんさいの利用に当たりIBを必須 としている一方、IBを利用していない企業の割合は72.6% ※
- IBがなくてもでんさいの利用を可能とする新チャネルの構築を検討 ※中小企業庁「平成29年度 小規模事業者等の事業活動に関する調査」(小規模事業者を対象に実施。)

③ 機能・サービスの改善

でんさいの利用促進のため、追加調査実施等により、改善を要する機能・サービスを選定のうえ、具体的な検討に着手

【検討中の改善項目の具体例】

項目	施策案の概要
取引先のでん さい利用状況 の確認	■ 企業がでんさいを導入する際に、でんさいネットが取引先の利用状況を一括で照会し、企業に回答するサービスを提供。また、でんさいネットのウェブサイトにでんさい利用企業の検索ページを開設
発生記録・譲 渡記録請求の 制限緩和	■ 発生日・譲渡日から支払期日までの期間(現状:最短 7銀行営業日)を短縮■ 債権金額下限(現状:1万円)を引下げ
	0E

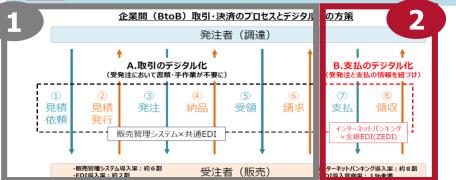


さらなる電子化促進に向けた打ち手②(中小企業のデジタル化サポートの必要性)

- 中小企業の生産性向上には、業務プロセスと資金決済、一体での電子化が必要
- 中小企業に対する国の支援策の活用等も検討し、金融取引の電子化を推進

業務プロセスと資金決済は表裏一体

- 企業の生産性向上には、販売・仕入管理、給与計算、財務会計などのバックオフィス業務(1) 例:クラウド会計ソフト)と、それらから発生する「カネ」の動き(2) 例:インターネットバンキング)との連携による一体的な電子化が不可欠
- 1. サプライチェーンを通じた中小企業の面的デジタル化の意義
- 全ての企業にとって必要不可欠な基幹業務(財務・会計、人事・給与管理、生産・在庫管理、販売 管理等)は、一定規模以上の企業の多くは、情報システムを導入済み。
- 他方、企業間取引については、自社のシステム投資だけでは十分に効率化の効果を得られないため、電子化が進みづらく、未だ7割程度の中小企業が電話・FAX・電子メールでの受発注取引を継続。
- 企業間の受発注取引・支払の共通基盤(共通EDI/ZEDI)を活用したサプライチェーンの面的デジタル化を進めることで、正のネットワーク効果を働かせていくことが重要になる。



第4回検討会 中小企業庁様資料より抜粋・加工

国の支援策活用も検討し、DX・生産性向上への貢献を目指す

- 政府の成長戦略等において、デジタルトランスフォーメーション (DX)の推進や、中小企業・小規模事業者の生産性向上のための デジタル技術の実装が掲げられている
- 銀行界も、金融取引の電子化の側面から、企業の生産性向上を 積極的に後押しするべく、国による中小企業向け支援策の各種メ ニューの活用可否や有効活用の方法等について、関係省庁等と も相談のうえ、検討に着手する

国の支援策に関する検討のポイント(例)

- 金融取引の電子化に必要なITスキル等の専門的なサポート体制 の実現可能性に係る検討(例:中小企業デジタル化応援隊事業)
- 一定数の中小企業群に対する革新的手法による金融取引の電子 化に係る具体的ニーズ等の確認(例:ものづくり中小企業支援)
- バックオフィス業務のデジタル化に必要なソフトウェアの導入と一体的に導入する金融取引の電子化に係る中小企業の費用負担の 軽減等の可能性に係る検証等(ITを導入・活用する際の支援策)



② 税・公金の収納の効率化・電子化



税・公金の収納の効率化・電子化の全体像と課題①

- 銀行窓口では、国・地方公共団体の税金・公金の納付を受付
- 非対面・電子納付も可能だが、全ての自治体・税目が対応できている訳ではない

主な税・公金の種類

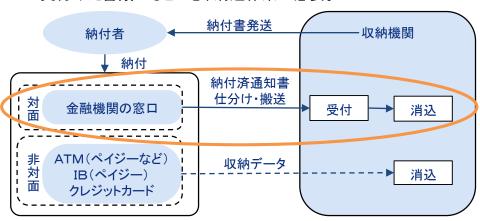
- 税・公金は、納付者が国または地方公共団体に租税や社会保 険料等として納付する金銭(主な税・公金は下表のとおり)。
- また、税金の種類には、**申告税**と国・地方公共団体が算定する **賦課税**が存在。

主な税金の種類		
国 申告税 法人税、消費税、申告所得税 等 税 財課税 多種加質税		法人税、消費税、申告所得税 等
税	賦課税	各種加算税
地	申告税	法人住民税、法人事業税
地 方 税 〈	賦課税	固定資産税、自動車税、軽自動車税 等

収納機関	主な公金の種類	
国	労働保険料、国民年金保険料、交通反則金等	
地方公共団体	国民健康保険料、介護保険料、 各種使用料·手数料等	

税・公金の納付方法

- 税・公金の納付方法には、納付者が対面で行うものと、非対面 で行うものが存在。
- 納税者が金融機関窓口で対面納付を行う場合、収納機関毎の 仕分け・搬送といった煩雑な作業が必要。収納機関においても 受付けた書類にもとづき、消込作業が必要。



非対面(ペイジー等)による電子納付も可能だが、特に地方税は、すべての地方公共団体・税目において利用できるわけではなく、金融機関の窓口等で納付を行っている状況。

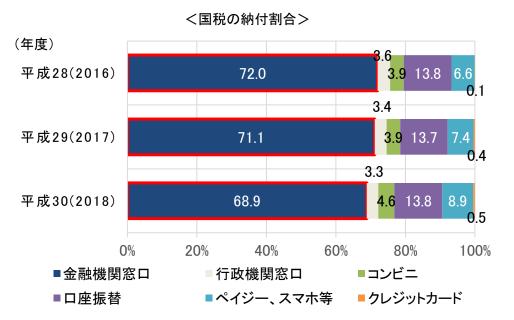


税・公金の収納の効率化・電子化の全体像と課題②

- 既に電子納付の手段は複数あるが、銀行窓口等での対面納付が多くを占める
- 対面納付を減らし、自治体の紙削減・DXを推進するには、電子納付の拡大が鍵

納付手段別の納付割合(国税)

■ 国税については約7割が金融機関窓口での対面納付の状況。

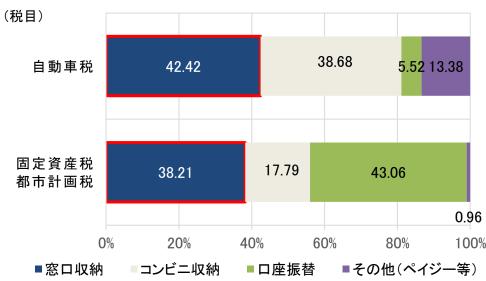


※内閣府税制調査会(第24回、2019年8月27日)資料にもとづき作成。

納付手段別の納付割合(地方税)

■ 地方税について、概ね4割程度は窓口での対面納付。

<地方税(自動車税、固定資産税・都市計画税)の納付割合(平成29年)>



※地方税における電子化の推進に関する検討会(令和元年度第2回、 2019年10月25日)資料にもとづき作成。

29



税・公金の収納の効率化・電子化に向けたこれまでの全銀協の取組み

■ これまで全銀協では、①関係省庁への要望・働きかけ、②広報・周知、③調査・研究・施策立案の各アプローチで効率化・電子化に向けた取組みを実施も道半ば

これまでの取組み

関係省庁への 要望・働きかけ

- 2015年度から毎年、全銀協ほか金融7団体連名で、 関係省庁(内閣官房、総務省、国税庁、厚生労働 省、警察庁等)宛に「地方税等の電子納付の推進 等に係る要望活動」を実施。
- 本取組みは今年度も継続。
- 広報・周知
- •2019年3月、個人向けの広報ツールとして、「暮らしのデジタル化ガイド」を作成。同ガイドは、PC、コンビニ、口座振替など様々な納付方法があることを周知・浸透させるための解説マンガ(右記参照)
- ・本年4月、コロナ禍を踏まえた窓口混雑緩和の対策として、総務省および地方公共団体宛に電子納付の利用促進に係る周知を依頼
- 調査・研究・施策立案

(勉強会)

する勉強会」を立上げ。 ・勉強会における検討成果を調査レポートとして取

りまとめ公表(2019年3月、2020年3月)

・2018年3月、「税・公金収納・支払の効率化等に関

・調査レポートに掲げた①ウェブロ座振替(個人)や e-Tax、eLTAX等の利用促進、②QRコードの利用 による納付書の電子化の導入に向け、引続き官民 で連携

ご参考:暮らしのデジタル化ガイド

■ 個人向けの広報ツール



この他、法人・個人事業主向けのチラシも作成。全銀協ウェブサイトに掲載しているほか、金融機関店頭等での配布を実施中



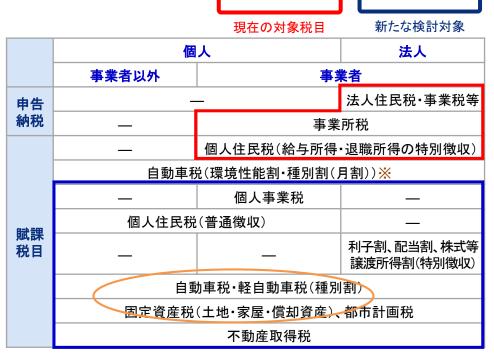
さらなる効率化・電子化促進に向けた取組み(提言)①

■ 電子納付の拡大施策 (提言その①) 全ての賦課税目を「地方税共通納税システム」の対象となると、 全国の全ての自治体・全ての税目が、「一度に」「纏めて」、電子納付が可能に

地方税共通納税システムの賦課税目への対応

- 昨年10月稼動の地方税共通納税システムにより、すべての地公体に対して主に申告税の電子納付が実現
- また、賦課税目への対応については、総務省および地 方税共同機構が事務局となる検討会で検討中 ※国税は、e-Taxにより、原則すべての税目の電子納付が可能
- 賦課税の地方税共通納税システムによる電子納付が実現すれば、すべての地公体に「一度に」「纏めて」電子納付が可能となる。
- 特に固定資産税・自動車税は、納税者の金融機関窓口における納付割合が高く、納税者を窓口で待たせる等の不利益が生じており、総務省および地方税共同機構においては、早期に対応いただきたい。

参考:税目拡大の検討状況



※自動車OSSにより対応



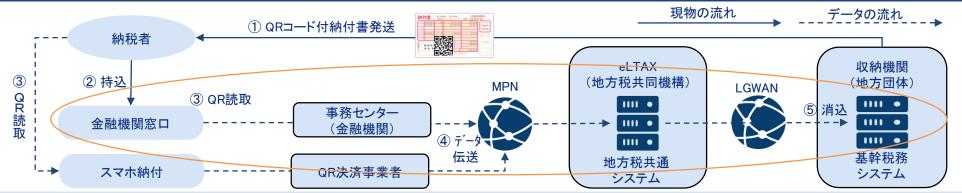
さらなる効率化・電子化促進に向けた取組み(提言)②

■ 電子納付の拡大施策 (提言その②) 賦課税の納付書に、全国共通のQRコードを印字するだけで、 納税者の対面納付が激減、自治体の紙削減・DXも進み、社会コストは大幅削減

賦課税の納付書へのQRコードの活用

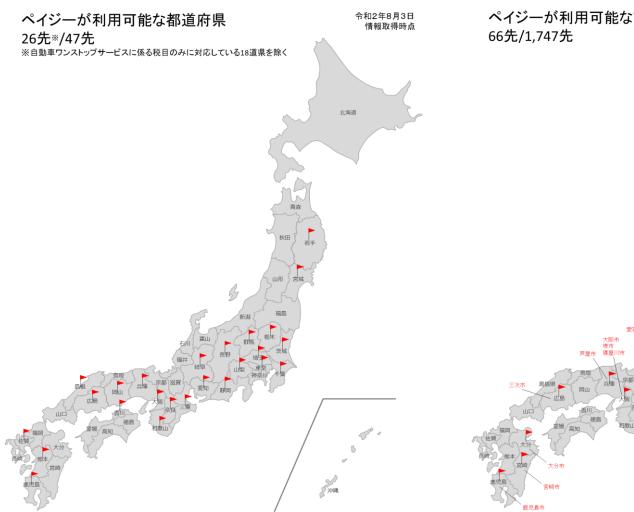
- 賦課税目への対応に当たって、QRコードの活用は、対面 納付を削減する等、多数を占める個人納税者にメリット。
- 自治体の紙削減・DXも進むことから、総務省および地方 税共同機構においては、QRコードによる賦課税納付を早 期に実現いただきたい。さらに、すべての地公体の一斉対 応が望ましい。
- また、標準仕様として地公体のシステムでQRコードを印字する対応を検討いただきたい。
- この他、QRコード規格の濫立は、納税者の対応が煩雑となるため、統一的なQRコードの規格策定の検討・協力をお願いしたい。※
 - ※金融機関窓口に持ち込まれる納付書のQRコードの規格化については、全銀協として検討することも展望

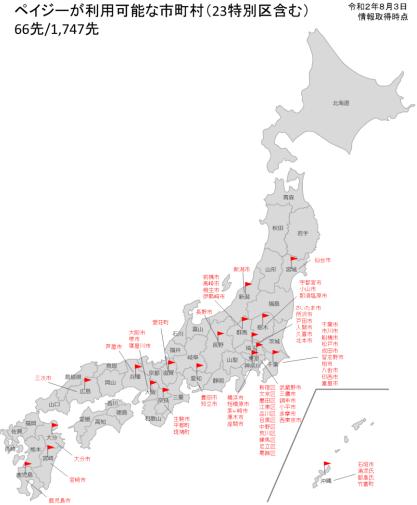
QRコードの活用イメージ





(ご参考①)ペイジーが利用可能な都道府県・市区町村







(ご参考②)地方税共通納税システム・ペイジーによる納付

地方税共通納税システムによる納付

- 地方税共通納税システムは、主に申告税を専用ソフトや金融機関のIB経由で、顧客が電子的に納付を行う手段
- 同システムにより、一度にまとめて、全地公体に納付が可能

<画面イメージ>



eLTAXポータルから作成(赤枠部分は事務局作成)

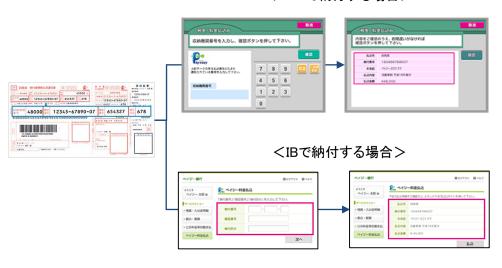
⇒ 地方税共通納税システムが賦課税目に対応すれば、当該専用ソフト や金融機関のIB経由からも、電子納付が可能となる。

ペイジーによる納付

- ペイジーは、対応した納付書に記載された番号を入力することで、 PC・スマホ・ATMから支払ができるサービス
- 時間帯や場所を気にせず、番号を入力するだけの操作で支払が 可能

<ペイジーによる納付(イメージ)>

<ATMで納付する場合>



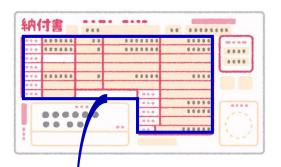
日本マルチペイメントネットワーク推進協議会HPから作成



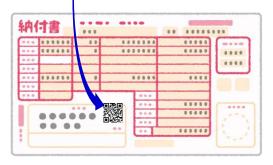
(ご参考③)納付書済通知書の電子化(納付書へのQRコードの活用)

納付書へのQRコードの活用(イメージ)

- 収納機関や税目毎に紙の納付書の様式が異なり、受付時の内容 確認や仕分け・搬送作業に負担
- 納付書に記載された情報をQRコードに格納することで、異なる様式であっても、これを窓口で読込むことが可能。読込んだ情報を消込情報として収納機関に送付すれば、仕分け・搬送作業も不要。



納付書に記載された「金融機関の処理に必要な情報」 や「収納機関での消込に必要な情報」をQRコードに格納



QRコード活用によるメリット

- 賦課税目の納付書に、納付書の情報を格納したQRコードを印字 することで、納税者・地公体の双方にメリット
- また、納付書の電子化(紙ではなく電子で通知が届く)を含む、消込までの完全電子化を見据えた場合、多くの情報を格納することができるQRコードは、将来の発展性においても有用。

納税者(利用者)のメリット

- すべての銀行・支店で、あらゆる納付書の受付が可能(現在は指定金・収代契約のある金融機関でのみ受付可能)
- 各チャネル(スマホアプリ・ATM・IB等)が対応すれば、これまで窓口でしか納付できなかった納付書(ペイジー契約・バーコード未対応)でも、非対面で納付が可能
- ・QRコードからバーコードへの変換が可能であれば、**既存のコンビ** ・**二での収納も可能に**
- 利用者としての企業において私製納付書にQRコードを活用することで、納付済通知書のデータ化も可能に

地方公共団体のメリット

- ・ すべての地公体において、金融機関からの紙の受渡し・管理・ データ化の対応が不要(外部委託も不要)
- ・ 収納までの期間短縮が可能

